

1. 認可外保育施設保育士資格取得支援事業

認可外保育所（地域保育所）に就労している保育士資格を有しない保育従事者が保育士資格を取得するために要した保育士養成施設等の受講料等及び受講する保育従事者代替に伴う雇上費の補助を行うものです。

（１）対象者

- ・ 保育士資格を有しない下記の①から⑤に勤務する者
 - ①認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設
 - ②幼稚園型認定こども園が構成する認可外保育施設
 - ③市の認可を受け、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に規定する小規模保育事業A型及びB型を行う事業所
 - ④市の地域型保育事業として認可を受けた事業所内保育事業を行う事業所
 - ⑤証明書の交付を受けていない認可外保育施設のうち、証明書の内容を同等以上満たしていると実施主体が認める施設
 - ⑥「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した認可外保育施設

（２）申請者

- ・（１）の①から⑥の施設
- ※個人での申請はできませんので、ご注意ください

（３）支給要件

- ・ 下記の①～④を満たしていること
 - ①当該年度中に養成施設等で受講を開始していること
 - ②保育士証の交付を受け、上記（１）①から⑥の施設で１年間以上勤務していること
 - ③代替保育士については、「保育人材確保事業の実施について」（平成 29 年 4 月 17 日雇児発 0417 第 2 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添 1 に定める 4（４）を満たしていること

（４）補助金額

- ①事業の対象となる者 1 人につき、養成施設での受講に要した経費の 2 分の 1
 - ア：養成施設等を卒業することにより保育士資格を取得する場合 上限 30 万円
 - イ：「保育士試験の実施について」（平成 15 年 12 月 1 日雇児発第 12010002 号 厚労省雇用均等児童家庭局長通知）別表の②及び③を活用する場合 上限 10 万円
 - ウ：上記通知別表の①を活用する場合 上限 20 万円
- ②代替保育士雇上費 1 日当たり 7,220 円